

総務委員会資料

平成30年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第24号

川崎市名誉市民の選定について

資料 名誉市民条例、施行規則の概要及び歴代名誉市民について

平成30年2月8日

総務企画局

総務委員会資料

名誉市民条例、施行規則の概要及び歴代名誉市民について

1 趣旨・対象者（川崎市名誉市民条例第1条）

名誉市民とは、市民又は市に関係の深い者で本市の発展、公共の福祉の増進又は社会及び文化の進展に貢献しその功績が卓絶で市民の敬愛を受けるものに対しその称号を贈るものである。

2 選定方法（川崎市名誉市民条例第2条・第5条）

名誉市民の称号を贈るには、市長から具体的な候補者について「川崎市名誉市民推薦審議会」に諮り推薦を受けた後に「市議会の同意」を得て選定する。

3 顕彰（川崎市名誉市民条例第3条、条例施行規則第2条・第3条・第4条）

名誉市民には、名誉市民の称号を称する証書・名誉市民章（本章及び略章）を贈り、氏名及び事績の概要を市公報等により公表する。

4 礼遇（川崎市名誉市民条例第4条、条例施行規則第5条）

- ・ 市が主催する重要な式典及び行事に招待すること
- ・ 市の施設に招待すること
- ・ そのほか市長が必要と認めること

5 川崎市名誉市民推薦審議会（川崎市名誉市民条例第5条、条例施行規則第6条）

- ・ 設置目的・所掌事務等
市長の諮問に応じ、川崎市名誉市民の選定について審議しその結果を答申する。
- ・ 開催時期及び回数
候補者がいる場合に、随時開催する。
- ・ 審議会の構成
委員は7名で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（1）学識経験者（2）市内の公共的団体等の代表者

6 歴代名誉市民

- ・ 金刺 不二太郎（元市長）・・・昭和46年10月18日選定
- ・ 伊藤 三郎（元市長）・・・平成 2年 5月30日選定
- ・ 圓鍔 勝二（彫刻家）・・・平成 3年10月 5日選定
- ・ 岡本 太郎（芸術家）・・・平成 4年12月22日選定